

第11章 特許料等の支払手段の見直し

I. 特許印紙予納の廃止

1. 改正の必要性

(1) 従来^レの制度

特許印紙による支払方法については、出願等の各手続を行う際に、その手続書面に特許印紙を貼付する方法と、将来納付すべき見込額をあらかじめ特許印紙をもって納めておき、その後の各手続に係る特許料等又は手数料について、当該予納額から引き落とす「予納制度」がある（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（以下「特例法」という。）第14条及び第15条）。

この予納制度は、平成2年のオンライン出願の開始に併せて導入されたものであり、オンラインでの手続においては、特許印紙の貼付は物理的に不可能であるため、これに代わる料金の納付方法として、手続をする者の便宜の向上及び特許庁の事務効率の向上の観点^レを踏まえ導入されたものである。

また、平成14年には、特許印紙を介さず、現金による予納を可能とする旨の規定を追加した（特例法第14条第2項ただし書）が、予納された現金は国の「歳入金」とは扱わず、各省庁において保管する「保管金」であったため、歳入金とは別に保管金を管理する事務等が極めて煩雑^{はんざつ}となり、現金による予納の実施に当たって必要な省令を整備しないこととしていた。

(2) 改正の必要性

現状の予納制度として機能しているのは、特許印紙による予納のみである

ところ、当該予納のためだけに、郵便局等で多額の特許印紙を購入し、多量の特許印紙を書面に貼り付けて特許庁に納付する事務は、手続をする者においても、特許印紙を受け入れる特許庁においても事務負担が大きい。

また、令和2年初頭からの新型コロナウイルス感染症の拡大に起因し、予納制度を始めとする特許関係手続をデジタル化する必要性が生じた。

2. 改正の概要

予納された現金を歳入金として収納可能となるよう必要な規定を整備するとともに、特許印紙予納制度を廃止し、現金予納制度に一本化することとした。

3. 改正条文の解説

◆工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第14条第1項及び第2項

(予納による納付)

第十四条 特許法第百七条第一項の特許料若しくは同法第百十二条第二項の割増特許料その他工業所有権に関する登録料若しくは割増登録料（以下「特許料等」という。）又は第四十条第一項、特許法第百九十五条第一項から第三項まで、実用新案法第五十四条第一項若しくは第二項、意匠法第六十七条第一項若しくは第二項、商標法第七十六条第一項若しくは第二項若しくは国際出願法第八条第四項、第十二条第三項若しくは第十八条第一項若しくは第二項の手数料（経済産業省令で定める手続について納付すべきものに限る。以下この章において同じ。）を納付しようとする者は、経済産業省令で定めるところによりあらかじめ特許庁長官に届け出た場合に限り、当該特許料等又は手数料を予納することができる。

2 前項の規定による予納は、経済産業省令で定めるところにより、現金をもってしなければならない。

3・4 (略)

特例法第14条第1項において、現金による予納を、歳入金として収納することを可能とするため、予納が見込額である旨の規定を廃止する。具体的には、保管金ではなく、歳入金の納付である旨を明確化するため、「見込額」の文言を削除し、条見出しを「予納による納付」に改めることとした。

また、特例法第14条第2項において、本改正前においては、特許印紙による予納が原則である旨を規定していたが、特許印紙による予納を廃止し現金による予納のみとするため、「現金をもってしなければならない」と改め、ただし書を削除することとした。

◆工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第15条第1項～第4項

第十五条 前条第一項の規定により予納をした者（以下「予納者」という。）が、経済産業大臣、特許庁長官、審判長又は審査官に対する特許等関係法令の規定による手続に際し、経済産業省令で定めるところにより申出をしたときは、その予納者に係る予納額（同項の規定により予納した額からこの項の規定により納付されたものとみなされた特許料等若しくは手数料の額を控除し、又は次項の規定による返還すべき額に相当する金額を加算したときは、当該控除又は加算をした後の額。以下この条において同じ。）の範囲内において、当該手続に係る特許料等又は手数料が納付されたものとみなす。ただし、当該予納者のした予納届がその効力を失った後は、この限りでない。

2 特許庁長官は、前項の規定により手続に係る申出をした者（以下

「申出者」という。)が、特許等関係法令の規定による当該特許料等又は手数料の返還の請求に際し、経済産業省令で定めるところにより申出をしたときは、その申出者が予納した予納額に、返還すべき額に相当する金額を加算することをもって当該返還に代えるものとする。

3 予納者が予納した予納額に残余に相当する額があるときは、当該残余に相当する額は、当該予納者の請求により返還する。

4 前項の規定による残余に相当する額の返還は、特許庁長官から当該予納者のした予納届がその効力を失った旨の通知を受けた日から六月を経過した後は、請求することができない。

特許法上において特許料等及び手数料は、手続と納付を同時に行うこととされている。しかしながら、予納制度においては、まとめて納付された予納の後に行われる個々の手続に係る特許料等又は手数料の相当額を当該予納額から充当することとなる。この場合、予納時点で行われたと観念される特許料等又は手数料の納付と、納付に係る手続とが異なる時点で行われることとなり、納付に係る手続時点において、納付が行われたものとして取扱う必要がある。このため、特例法第15条第1項において、個々の手続に係る特許料等又は手数料について申出をしたときは、予納額の範囲内において、当該手続に係る特許料等又は手数料が納付されたものとみなす規定を置き、特例法第15条第2項においてそれに伴う技術的な改正を行うこととした。また、第15条第3項及び第4項において予納額の返還手続について規定しており、本改正により予納の時点で歳入として扱うと、「残余」が観念できなくなるため、残余「に相当する額」と改めることとした。

◆工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第16条

(代理人への準用)

第十六条 第十四条から前条までの規定は、特許料等又は手数料の納付をする者の委任による代理をしようとする者がその委任事務を処理するために自己の名においてする予納、口座振替による納付又は指定立替納付者による納付に準用する。この場合において、第十五条第一項中「予納をした者」とあるのは「予納をした代理人であって本人のために申出をする者」と、同条第二項中「申出をした者（以下「申出者」という。）が」とあるのは「申出をした者（以下「申出者」という。）が本人のために手続に係る申出をした代理人である場合において、本人が」と、第十五条の二第一項及び前条第一項中「当該特許料等又は手数料を納付しようとする者から」とあるのは「代理人であって本人のために当該特許料等又は手数料を納付しようとする者から」と読み替えるものとする。

特例法第16条は、第14条から第15条の3までの規定について、代理人に適用するための読替規定である。本特例法第15条の改正に伴い、引用している文言を改めることとした。

4. 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

改正法の公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日（令和3年10月1日）から施行することとした（改正法附則第1条第3号）。

(2) 経過措置

◆改正法附則第6条第1項及び第2項

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第六条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（以下この条において「第三号改正前特例法」という。）第十四条第一項及び第二項本文並びに第十六条（第三号改正前特例法第十四条第一項及び第二項本文に係る部分に限る。）の規定は、第三号施行日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、なおその効力を有する。

2 第三号改正前特例法第十四条第一項及び第二項本文（第三号改正前特例法第十六条において準用する場合を含む。）の規定並びに前項の規定によりなおその効力を有するものとされるこれらの規定により予納をした場合については、第三号改正前特例法第十四条第三項及び第四項、第十五条並びに第十六条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「第十四条から前条まで」とあるのは「特許法等の一部を改正する法律（令和三年法律第号）附則第六条第二項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第六条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の第十四条第三項及び第四項並びに第十五条」と、「予納、口座振替による納付又は指定立替納付者による納付」とあるのは「予納」と、「第十五条第一項」とあるのは「同条第一項」と、「第十五条の二第一項及び前条第一項中「当該特許料等又は手数料を納付しようとする者から」とあるのは「代理人であって本人のために当該特許料等又は手数料を納付しようとする者から」と読み替える」とあるのは「読み替える」とする。

改正法の施行と同時に特許印紙による予納の受入を一律に停止することは、既に特許印紙を購入している利用者への周知期間等の観点から適切ではなく、改正法施行の日から一定の期間は、引き続き特許印紙による予納の受入れを可能とすることとした。また、改正法施行前又は経過措置期間中に特許印紙によりなされた予納の扱いについては、利用者の利便性及び返還手続に係る事務負担の観点から、改正法を適用すべきでないことから、当該期間中に特許印紙によりなされた予納については、引き続き改正前と同じ条件で、予納した額からの特許料・手数料等の支払、予納届の失効、失効後の返還請求に係る各手続を行うことができることとした。

具体的には、附則第6条第1項において、特許印紙による予納を定めた特例法第14条第1項及び第2項本文並びに代理人による予納について定めた第16条（改正前の特例法第14条第1項及び第2項本文に係る部分に限る。）の規定について、施行日から2年を超えない範囲で政令で定める日まで、なおその効力を有することとした。

加えて、附則第6条第2項において、改正前の特例法又は前項の規定に基づき予納をした場合には、特許印紙による予納の残高からの手数料の支払や、予納が4年以上使用されていない場合の返還請求等を規定する特例法第14条第3項及び第4項、第15条並びに第16条の規定について、なおその効力を有することとし、さらに、特例法第16条について、読替規定にて引用している文言を改める技術的な修正を行うこととした。

II. 書面手続における支払手段の拡充

1. 改正の必要性

(1) 従来 of 制度

特許料等及び手数料の納付については、特許印紙又は現金をもって納付することとされている（特許法第107条第5項及び第195条第8項等）。

この点、特許庁へのオンライン手続を行う場合については、特許印紙の貼付による方法は物理的に不可能であることから、口座振替による納付及び指定立替納付（クレジットカード会社等の指定事業者による立替納付）について、現金による納付と位置付けた上で電子的に行うものとしている（特例法第15条の2及び第15条の3）。

一方で、窓口での書面手続に係る特許料等又は手数料の納付手段については、特許印紙による予納（特例法第14条）、特許印紙及び現金の納付済証の貼付並びに電子現金の納付番号の記載に限られている。なお、本章「1. 改正の必要性」で述べたとおり、特許印紙による予納を廃止し、本改正によって、現金による予納となる。

(2) 改正の必要性

特許関係手続のデジタル化や利用者利便性の向上、行政事務の簡素化等の観点を踏まえ、窓口での書面手続における支払手段を拡充する必要がある。

2. 改正の概要

指定立替納付者による納付について、窓口での書面手続における支払手段として利用を可能とすることとした。

3. 改正条文の解説

◆工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第15条の3第1項

(指定立替納付者による納付)

第十五条の三 特許料等又は手数料を現金をもって納めることができる場合において、特許庁長官は、当該特許料等又は手数料を納付し

ようとする者から、当該特許料等又は手数料を立て替えて納付する事務を適正かつ確実に遂行するに足りる財産的基礎を有することその他の経済産業省令で定める要件に該当する者として特許庁長官が指定するもの（次項及び次条において「指定立替納付者」という。）をして当該特許料等又は手数料を立て替えて納付させることを希望する旨の申出があった場合には、その申出を受けることが特許料等又は手数料の収納上有利と認められるときに限り、その申出を受けることができる

2 (略)

特例法第15条の3第1項は、指定立替納付者による納付を規定しているところ、当該者が特許料等又は手数料を立て替えることに係る申出について、「電子情報処理組織を使用して行うものに限る」としてオンライン手続に限定しているところ、これを削除することとした。

4. 施行期日及び経過措置

(1) 施行期日

改正法の公布の日から起算して1年を超えない範囲において政令で定める日（令和4年4月1日）から施行することとした（改正法附則第1条）。

(2) 経過措置

経過措置は定めていない。

